

『いじめ予防授業』

～一人でも多くの生徒に届けたい～

一昨年より、県内の小学校や中学校で、いじめ予防授業（無料）を実施しています。最近では、志木市的小学校や吉川市の中学校で授業を行いました。

授業の内容は、主に3つのテーマからできています。

①『いじめ』とは何か？、②いじめがどういう事態を引き起こしてしまうのか、③実際にいじめが起きた時にどう対処すればよいのか、です。

一方的な講義にならないように、具体的な事例を用いながら、生徒に意見を発表してもらうようにしています。

授業中に私の方から質問をすると、生徒達は積極的に発言をしてくれます。また、毎回、生徒達に授業アンケートを取りますが、沢山、感想を書いてくれます。生徒たちが、とても真剣に考えていることが伝わってきます。アンケートの中には、授業を聞いて相談してみようと思ったと書いてくれた生徒もいます。

授業はとてもエネルギーを使うので、けっこう疲れますが、生徒たちの心に何か残ってくれたと感じる時、とてもやりがいを感じます。

現在、埼玉弁護士会の子どもの権利委員会内で、いじめ予防授業のプロジェクトチームができています。私もそのチームの一員として、いじめ予防授業の改良を行っています。今後は、生徒一人一人にいじめの問題をより考えてもらえるよう、グループディスカッション形式を取り入れる予定です。

多くの学校で授業を実施したいです。そして、一人でも多くの生徒に届けたいです。県内のどの地域でも講師を派遣していますので、興味がある方は、ぜひ私又は埼玉弁護士会までお問い合わせください。

弁護士 川原祐介

Information

事務所案内



●法律相談のご案内

法律に関する問題で困ったことがありますら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 月～金（祝日を除く）
午前9時30分～午後5時30分
※法律相談は原則30分5,400円（税込）です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

●ホームページ更新中

事務所ホームページにて、弁護士費用やご相談の流れなどをご案内しています。法律相談日や事務所主催の学習会の案内などの新着情報も随時更新しています。
また事務所公式フェイスブックにて日常のちょっとしたことについて弁護士が書き綴っております。ぜひご覧ください。

ホームページも是非ご覧ください。 [獨協法律] [検索]

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL.048-946-1730

■東武スカイツリーライン獨協大学前駅西口～徒歩3分
■駐車場はございませんので近くのコインパーキングをご利用ください。

獨協地域と子ども 法律事務所

2018.3 vol.11

獨協地域と子ども法律事務所
〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10
TEL. 048-946-1730
FAX. 048-946-1733
代表弁護士：柳 重雄（埼玉弁護士会所属）
URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice>

CONTENTS

- ◆第12回法律講座「発達障害を理解しよう！」
- ◆履行勧告～家庭裁判所によるアフターケア
- ◆いじめと第三者委員会
- ◆新任のご挨拶
- ◆いじめ予防授業
- ◆インフォメーション（法律相談のご案内）



Photo : Takeshi Nomura

ご挨拶

獨協地域と子ども法律事務所は、引き続き廊下を挟んで隣にある獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、子どもの権利救済等に力点を置きつつ、地域に生活をし仕事をする皆さまの良き相談相手として、各所員弁護士とも奮闘しています。今年新人弁護士として、獨協大学法科大学院で学んだ新進気鋭の鮎田謙一弁護士を迎え、それぞれの所員弁護士も、それぞれの課題を持って多方面で活動しています。

私たち弁護士の原点は、基本的人権等を定めた憲法であり、これは我が所員一同にも共通しております。子どもや高齢者をはじめ一人一人の人権が尊重される社会づくりに少しでも貢献をしてゆきたいと感じています。今、その憲法も危機にあるようです。獨協地域と子ども法律事務所は、憲法を暮らしや社会の中で実現する活動を展開しつつ、憲法を守り、発展させてゆく活動にも取り組んでゆきたいと存じます。これからもよろしくお願いします。

所長 弁護士 柳 重雄

■ 第12回法律講座「発達障害を理解しよう！」

毎年の恒例の事務所学習会。

昨年は、9月20日に、獨協医科大学越谷病院子どものこころ診療センターの作田亮一先生を講師としてお招きし、「発達障害を理解しよう！」をテーマに講義をしていただきました。

法律事務所の学習会で発達障害…？と思われる方もいらっしゃるかもしれません。

ですが、弁護士として仕事をしていると、発達障害またはその疑いを有している子どもと関わることがあります。

1番多いのは少年事件です。

発達障害またはその疑いを有している子どもが、適切な支援を受けることが出来ず、二次障害として社会に適応することが出来ず、犯罪に至ってしまうケースです。

そのような場合、子どもが今後犯罪をすることなく健全な生活を送るために、子ども自身に自分自身の特性を理解してもらうこと、親など周りで支援をする人に子ども本人の特性を理解してもらうことが必要になります。

そのためには、子どもに関わる弁護士も発達障害を正確に理解した上で、子どもに関わり、親など周りで支援をする人に理解を求めていく必要があります。

発達障害という言葉自体は認知されてきていると思いますが、発達障害について専門家からお話を聞く機会はそれほど多くはないのではないかと思い、作田先生を講師としてお招きました。

作田先生からは、発達障害（正しい表記は「神経発達症」とのことです。）の子どもの特徴はさまざまで、ひとりの子どもの行動をよく観察し、子どもと親の関係性や周囲への環境との相互影響にも注目することや、最も重要な基準は、親ではなく、本人の「困り感」と「不適応」で、診断の目的はより適切な支援を提供できるようにすることなどのお話があり、とても勉強になりました。

今回の事務所学習会は満席で、皆様もご関心が高いテーマだと感じました。

作田先生の講義はとても好評で、次は実際に発達障害を抱えている子どもへの関わり方などの講義を聞いてみたいなどのご意見もありましたので、いずれ開催出来ればと考えております。

皆様と一緒に発達障害を理解しながら、子どもにより良い支援を出来るような環境を整えていかなければと思います。

弁護士 久能由莉子



◆ 履行勧告～家庭裁判所によるアフターケア

養育費や婚姻費用につき、支払われていない案件がいくつもあり、当事務所にも相談があります。子どもの日々の生活に直結するものであり、支払われないと大問題になります。

裁判所における、調停や審判、離婚訴訟などにおいて、養育費や婚姻費用が定められても、その後、支払われなくなることもあります。どうしても支払われないとすれば強制執行となります。相手の預金や勤務先がわかつてない回収は困難になります。

そこで、家事事件に特有な履行確保の方法として、履行勧告（家事事件手続法289条）という制度があります。これは、家庭裁判所の者（多くは調査官）が事実を調査し、不払に正当な理由がないときには、その支払を促してくれるというものです。その促しは形式が定められておらず、電話や書面を送付する方法等により行われます。この手続を利用するには、費用はかかりませんし、申出を電話でもできます。

平成28年の司法統計によれば、全国における金銭債務等の履行勧告は14,186件ほどあり、そのうち、全部履行が4,974件、一部履行が2,481件であったとされています（履行状況不詳は6,731件）。全部履行が34.3%であり、一部履行も合わせると、履行されたのは、52.6%であって、自分が相手方に働きかけによく、お金も掛からない制度としては、利用しがいのある制度といえます。

弁護士 井原正則



● いじめと第三者委員会

いじめ防止対策推進法が制定されて6月で5年目を迎えます。法律では、3年後に見直すということを規定していましたが、3年を経過する一昨年あたりから、文部科学省に置かれたいじめ防止対策協議会で議論が重ねられてきました。法律改正ではなく、国のいじめ防止等対策基本方針の改定、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定で議論が進み、日弁連子どもの権利委員会いじめ問題対策PTとしてもこの議論にずいぶんと関わりました。

この法律は、2011年に起った大津市立中学校のいじめ自殺事件をきっかけとして制定されましたが、その時の第三者委員会の役割が大きかったことから、法律でも、第三者委員会を重視したしくみになっています。もっとも、この第三者委員会を含む組織が重層的に定められていて、学校や教育委員会ではなお十分な理解がなされておらず、とまどいもあるようですが、少なくとも、自殺など死亡事件の重大事態に関しては、多くの第三者委員会が立ち上がっています（長期不登校についてはまだまだ課題があります。）。そうした中で、ガイドラインを整備したというのは時宜にかなった重要なことでした（ただ、ガイドライン自体、まだまだ理解されておらず、理解のための取り組みが必要です。）。

私はといえば、期せずして、法律制定前、そして現在進行中のものも含めて、これまで5件の子どもの自殺事件



に関して第三者委員会の委員として（4つは会長として）関わっており、また、逆に第三者委員会を遺族等の立場から、立ち上げてもらっているものが複数あります。そんないろいろな立場から、この第三者委員会を見るとき、いろいろな問題にも気づきます。その意味で、第三者委員会を立ち上げればいいという時期はすでに過ぎ（もちろん、立ち上げられないという問題もなおあります。）、その質が問われる時期に来ているようにも感じます。まだまだ、発展途上の第三者委員会ですが、思うところも多いのでいろいろなところで発言していけばいいなと思うこの頃です。

弁護士 野村武司

NEW
FACE!!



弁護士
鮎田謙一

新任のご挨拶

本年1月に入所いたしました、鮎田謙一（あゆたけんいち）と申します。出身地は蔵の街として有名な栃木県栃木市です。趣味は登山、釣り、スポーツ観戦などで、特に登山は日本百名山を踏破することを目標としています。

経歴ですが、昔からものづくりが好きだったので、高校卒業後、理系の大学に進学しました。しかし、在学中に周りが各企業への就職を決めていく中で、将来の職業について悩むようになりました。その際に、自身の経験を振り返ってみた結果、理不尽な思いをしているのにどうすればよいのか分からず困っている方の力になれる仕事に就きたいと考えようになりました。そして、法科大学院に入学し、慣れない法律の勉強にとまどい苦しみながらも、周囲の方々の協力のおかげで弁護士になることができました。

私は、皆様が弁護士は身近な存在であると思ってくださるように、分かりやすい法律の説明や丁寧な対応を心がけております。登山のよいところは、どんなに高い山であっても、一歩ずつ歩き続ければ必ず山頂に辿り着くところだと思います。今、高い山を目にして戸惑っている相談者の方に、一歩を踏み出す勇気を与えることができたら幸甚です。

これからどうぞよろしくお願ひいたします。

